

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年5月7日～2020年5月13日)

令和2年(2020年)5月14日

H E A D L I N E S

政治

国家選挙委員会が大統領選挙の5月10日の投票不実施を宣言
与党「法と正義」による大統領選挙の新たな実施規則に関する法案の提出と同法案の下院可決
カルチェフスキ上院副議長の辞任表明
新型コロナウイルス感染症対策関連の国内制限措置解除行程の第三段階移行の発表
バルト空域警戒任務、ポーランド空軍からの引き継ぎ
チャプトヴィチ外相と東方パートナーシップ参加国との外相会談
ポーランド軍による新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動
中国・中東欧「17+1」に関する上級実務者会合の開催
第二次世界大戦終結75周年に際するドゥダ大統領の発言
チャプトヴィチ外相の第二次世界大戦終結75周年に際する安保理非公式会合への出席
ポーランド・英国首脳電話会談の実施
第二次世界大戦中のポーランド将校殺害記念碑(於ロシア)の撤去に対するポーランド政府の反応
ポーランド政府による欧州委員会への暫定措置履行の通知
大統領選挙に関するヨウロヴァー欧州委副委員長等の発言
ポーランド・スロベニア外相電話会談の開催
ポーランド政府、新たな国家安全保障戦略を発表
チャプトヴィチ外相の中国の対欧州政策に関する発言

治安等

公安庁による対テロ訓練に関する動き
マゾヴィエツキエ県における身分証偽造業者の摘発
警察官の新型コロナウイルス感染状況
テロ組織のリクルート活動に関与したタジキスタン人グループの拘束
2019年に発生した連続学校爆破予告へのロシア情報機関の関与疑惑
反汚職庁長官の就任

経済

ポーランド開発基金(PFR)による公債発行
エミレヴィチ副首相兼開発大臣、観光業界への「1,000プラス事業」案を発表
欧州委、ポーランド政府による経済支援策を承認
危機対策パッケージ及び財政の盾の実施状況
スタンダード・アンド・プアーズによる経済見通し
2020年第1四半期の賃金上昇率
欧州復興開発銀行(EBRD)による経済見通し
鉄道整備関連動向
5G通信に関する動向
政府による工場生産自動化推進計画
新中央空港マスタープラン作成に係る協議の開始
PKN Orlenによる電気自動車関連開発
PGNiGによる水素関連事業
ポーランド国立研究開発センターによる電動バン開発事業

【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
問合せ先：大使館領事部 電話26965005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意
欧州でのテロ等に対する注意喚起
「たびレジ」への登録のお願い
新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起
マイナンバーカード取得のお願い
大使館広報文化センター開館時間

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

政 治

内 政

国家選挙委員会が大統領選挙の5月10日の投票不実施を宣言【10日】

10日、国家選挙委員会(PKW)は、布告された5月10日の大統領選挙において投票が実施されず、選挙法の規定に従い、下院議長が14日以内に布告を行い、同布告の60日以内に選挙実施日を指定するとの発表を行った。これを受け、下院議長が近日中に新たな選挙実施日を布告する予定である。12日、連立与党「合意」のゴヴィン党首は、ドゥダ大統領の任期満了を迎える8月6日までに、最高裁判所による選挙の有効性の確認を終了する必要があることを踏まえ、6月28日または7月5日が新たな選挙実施日の有力候補である旨述べた。

与党「法と正義」による大統領選挙の新たな実施規則に関する法案の提出と同法案の下院可決【11日、12日】

11日、与党「法と正義」(PiS)は、大統領選挙の新たな実施規則に関する法案を下院に提出した。同法案では、従来の投票所での投票及び郵便投票の両方の投票手段を可能とするほか、投票用紙等の準備及び投票方法選択に関する権限の国家選挙委員会(PKW)への返還を規定している。また、5月10日に実施予定であった大統領選挙の候補者として登録された者は、新たに布告される大統領選挙でも引き続き候補者として認められる。

12日、下院は、同法案を賛成244票、反対137票、棄権77票で同法案を採択し、上院に送付した。

カルチェフスキ上院副議長の辞任表明【13日】

13日、カルチェフスキ上院副議長は、同副議長職からの辞任を表明し、今後は上院議員として政治活動を継続する意向を示した。同副議長は、「法と正義」(PiS)が政権を獲得した2015年～19年の前会期に上院議長を務め、今会期では上院副議長を務めていた。同副議長は、辞任理由について、もともとの職業である外科医職に従事する旨述べたが、野党出身のグロツキ上院議長との対立についても報じられていた。また、同副議長は、後任として、ペンク上院議員を推薦する旨述べた。

新型コロナウイルス感染症対策関連の国内制限措置解除行程の第三段階移行の発表【13日】

13日、政府は、日常生活及び経済活動における国内制限措置の解除行程の第三段階への移行を発表した。経済活動では、5月18日より、理髪店及び美容サロンの営業が再開され、飲食店での店内サービスも制限付きで再開される。日常生活に関する措置では、5月18日より、公共交通機関の乗車人数制限や屋外スポーツ施設での利用人数制限等が緩和される。また、教育分野では、5月25日より、小学校低学年(1～3年生)の学童保育教育が可能となるほか、小学校及び高校の受験学年の生徒への試験科目の授業の再開について教員との協議が可能となるとしている。

外交・安全保障

バルト空域警戒任務、ポーランド空軍からの引き継ぎ【6日】

エストニア・アマリ基地を拠点とするNATOバルト空域警戒任務の交代式が行われ、2020年1月以降任務を遂行していたポーランド空軍からフランス空軍へと任務の引き継ぎが行われた。同任務全体を指揮するのは、リトアニア・シャウリ基地を拠点とするスペイン空軍であり、支援部隊は、今回ポーランド空

軍から任務を引き継いだフランス空軍及び英国空軍が同支援任務に就く。

チャプトヴィチ外相と東方パートナーシップ参加国との外相会談【6日、7日】

6日及び7日、チャプトヴィチ外相は、東方パートナーシップ参加国(アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ジョージア、モルドバ、ウクライナ)の外相と

電話会談を行った。チャプトヴィチ外相は、東方パートナーシップ政策の野心的な発展に対するポーランドの一貫した支援を表明し、中東欧諸国でも同政策の協議を継続し、7月のポーランドのV4議長国就任後には、V4+東方パートナーシップ参加国による外相会合を実施する意向を示した。また、同外相は、ポーランドは同諸国の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策を積極的に支援しており、EUによる同諸国への財政支援を評価する旨述べた。

ポーランド軍による新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動【7, 11, 13日】

7日、ポーランド国防省は、9,784名のポーランド軍兵士等が新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止のための活動に従事し、150以上の地点における国境地帯の警備及び公共場所における警察との共同パトロールを行っている他、同感染症対応訓練を受けた第1後方支援旅団の兵士が、ここ数日間、ポモルスキエ県(ポーランド北部)に所在する社会福祉センターやその他の治療施設の人々から綿棒で採取したウイルス標本を収集していると紹介した。また、第11マズルスキ砲兵連隊の兵士は、病院、社会福祉センターに3,000枚のマスクを配るとともに、第1工兵連隊の兵士は、地元社会の支援に当たり、ブロードニツァ(ポーランド北部)に所在する第4化学連隊の兵士も病院と関連器材及び兵士の除染活動を行っていると紹介した。

11日、ポーランド国防省は、9,257名のポーランド軍兵士等がCOVID-19拡大防止のための活動に従事し、30,000名の兵士が同感染症に対応するための訓練を受け、民間の健康サービス機関を支援する能力を保持していると発表した。

13日、ポーランド国防省は、9,015名のポーランド軍兵士等がCOVID-19拡大防止のための活動に従事し、14の軍病院施設及び5つの予防医療センターがいつでも対応可能な状態にあり、また、同ウイルスを検査する軍の研究所も稼働中であると発表した。

中国・中東欧「17+1」に関する上級実務者会合の開催【8日】

8日、中国・中東欧「17+1」枠組の第15回上級実務者会合がテレビ会議形式で開催された。ポーランドの代表として出席したプシダチ外務次官は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による経済的影響に対し、「17+1」として平等な競争機会や相互利益といった経済協力の国際基準の完全な適用を実施すべきと主張し、農産物や食料品をはじめとする中東欧地域の製品の中国市場への輸出簡素化の実現が非常に重要であると述べた。また、各国代表は、COVID-19対策についても意見交換を行い、中国政府に対し、各国の医療品調達手続きにおける行政支援への謝意を表明した。

第二次世界大戦終結75周年に際するドゥダ大統領の発言【8日】

8日、ドゥダ大統領は、第二次世界大戦終結75周年に際し、ワルシャワ市内の無名戦士の墓に献花を行った。同大統領は、第二次大戦終結はポーランド国民にとって、人類史における凄惨な虐殺が終結した喜ばしい出来事であり、同時にソ連の影響下に留まり完全な独立に至らなかった苦い経験でもあると述べた。また、同大統領は、大戦中に300万人以上のユダヤ人を含む約600万人のポーランド国民が死亡したことに触れ、第二次大戦の最前線で戦った犠牲者や戦時中になくなったポーランド人を忘れてはならないと述べた。

チャプトヴィチ外相の第二次世界大戦終結75周年に際する安保理非公式会合への出席【8日】

8日、チャプトヴィチ外相は、第二次世界大戦終結75周年に際し、テレビ会議形式で開催された安保理非公式ハイレベル会合に出席した。同会合では、第二次大戦の経験、国連の役割、冷戦期の分断、現在の欧州及び世界の安全保障に対する脅威等について議論された。チャプトヴィチ外相は、ポーランドはドイツ及びソ連の侵攻による最初の犠牲国であり、1989年まで完全な主権の回復に至らなかったと述べた上で、現代のロシアの活動はウクライナ及びジョージアの主権と領土一体性を揺るがしており、国際社会が断固として反対する必要があると主張した。

ポーランド・英国首脳電話会談の実施【8日】

8日、モラヴィエツキ首相は、ジョンソン英国首相と首脳電話会談を行い、第二次世界大戦終結75周年や二国間関係につき協議した。ジョンソン首相は、第二次対戦時のポーランド人の貢献に感謝し、歴史修正の試みへの反対とポーランドへの支援を表明した。また、同首相は、現在の英国の発展におけるポーランド人の貢献を評価する旨述べた。モラヴィエツキ首相は、両国は共通の過去を誇るとともに、未来での共通の取り組みを必要としているとし、欧州及び環大西洋関係におけるポーランドのパートナーとしての英国の重要性を強調した。

第二次世界大戦中のポーランド将校殺害記念碑(於ロシア)の撤去に対するポーランド政府の反応【8日】

ロシア・メディアは、ロシアのトヴェーリ市に所在する、ソ連秘密警察により殺害されたポーランド人将校をはじめとする犠牲者を追悼する2つの記念碑が撤去されたと報じた。2つの記念碑は、かつて内務人民委員部の地方支部が置かれていた建物に、ロシア及びポーランドの団体によりそれぞれ設置されたものである。

これを受け、8日、外務省は、ポーランド政府は一貫して共産主義体制下で抑圧された人々の記憶を

留めるよう要求しており、記念碑の公共の場からの撤去に抗議するとし、第二次世界大戦の歴史と悲劇的なスターリン体制を相対化する試みには同意しないとの声明を発表した。同日、グリンスキ副首相兼文化・国家遺産大臣は声明を発表し、記念碑の撤去に対する強い憤りを表明し、このような破壊的な行動はロシアによる歴史の修正・否定の政策の一環であり、第二次世界大戦終結75周年の前日に実行されたことは全くの偶然ではないと述べた。

ポーランド政府による欧州委員会への暫定措置履行の通知【8日】

8日、ポーランド国营通信(PAP)の入手した欧州委員会筋の情報によると、ポーランド政府は、4月8日の欧州司法裁判所による裁判官の規律規定を停止する暫定措置命令に関し、同措置の履行を欧州委員会に通知した。また、ポーランド政府は、欧州委員会は加盟国の司法制度について判断する権限を有しないと主張を併せて通達した。

大統領選挙に関するヨウロヴァー欧州委副委員長等の発言【10日】

ヨウロヴァー欧州委副委員長は10日付のドイツ紙のインタビューにて、欧州には自由で公平な選挙を保障する原則が存在し、候補者のチャンスは平等ななければならないと述べた。また、同副委員長は、ポーランドは同原則の遵守義務を負うが、現在はその全てが疑問視されており、欧州の一市民として懸念していると述べた。

7日には、レンデルス欧州委員(司法担当)が、欧州委員会は選挙延期にかかわらず、適切な選挙プロセスと公正な選挙運動を保障するため情勢を注視しており、既に個人情報保護の問題について分析を行っている旨述べた。また、同日、ヴィガンド欧州委報道官は、選挙実施日及び選挙方法は各国の憲法並びに欧州の基準に合致する必要があるとし、欧州基準とは、自由な討論、健全な選挙プロセス、法的確実性、自由で匿名性のある投票権及び平等な選挙運動を含むと発言した。

ポーランド・スロベニア外相電話会談の開催【11日】

11日、チャプトヴィチ外相は、ロガル・スロベニア外相と電話会談を行い、二国間関係を中心に、EU政策、地域協力、欧州近隣諸国との関係等につき協議した。ロガル外相は、スロベニアがEU議長国を務

める2021年後半の優先課題の一つは西バルカン地域の問題とEU拡大政策であると述べた。両外相は、インフラ分野をはじめ、三海域協カイニシアティブの更なる発展と実行の必要性につき一致した。また、両外相は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策についても協議し、チャプトヴィチ外相は近日中に西バルカン地域の6カ国に医療物資の送付する予定を伝え、同支援はポーランドによる同地域への支援の象徴するものである旨述べた。

ポーランド政府、新たな国家安全保障戦略を発表【12日】

12日、ドゥダ大統領は、2014年に策定された国家安全保障戦略に代わり、新たな同戦略への署名を行った。同戦略には、政治、軍事、経済、エネルギー、社会及び気候分野における安全保障脅威の他、現在の新型コロナウイルスの流行に関連する政策も盛り込まれている。ドゥダ大統領は、新たな国家安全保障戦略は、過去5年間におけるポーランドの安全保障環境の変化を受け、数年間かけて準備したものであると述べるとともに、国内におけるNATOのプレゼンス及び前回の国家安全保障戦略策定時には存在していなかった新たな安全保障上の主軸として、三海域協力の枠組みでの協力について言及した。更に、同大統領は、現在の安全保障政策は、将来的な課題、すなわち、エネルギー分野の拡大、エネルギー供給の多様化、国防費の増加及び環境保護の拡大への取り組みに焦点が当てられていると述べた。

チャプトヴィチ外相の中国の対欧州政策に関する発言【13日】

13日、チャプトヴィチ外相は、米国系シンクタンク欧州政策分析センター(CEPA)のポルヤコヴァ所長と電話会談を行った。同外相は、ポーランド・中国関係は良好で友好的であるとする一方、ポーランド政府は中国による西欧諸国及び同諸国の民主主義に対する挑戦的な試みを認識しており、中国の目指すEU及びNATO分断の脅威に効果的に対応するため、西欧諸国は連帯を示さねばならないと述べた。また、同外相は、中国との良好な関係を維持する価値はあるが、同国によるEU及び西欧諸国への戦略的挑戦に関する知識を持たねばならないとし、ポーランドは中国と対話を行っているが、欧州の一層の連帯を重視している旨述べた。

治 安 等

公安庁による対テロ訓練に関する動き【8日】

公安庁(ABW)は、2020年中にワルシャワで実施予定の対テロ訓練プログラム56件に関する入札を公告した。同プログラムはEU基金の援助対象で

あり、治安当局や公的機関や研究機関の能力向上、安全保障分野での協力促進を目的に実施され、公的機関の職員約1,900名が参加予定とされる。同プログラムは、無差別テロ・人質事案・不審物への対

処などの実働訓練、リスクマネジメント、警報発出、建物からの緊急避難、建物内での安全地帯設定など警備計画に関する訓練、サイバー空間での攻撃対処に関する訓練、過激思想等に感化された人物への対処方法に関する訓練、テロ発生時の医療救護に関する訓練等で構成される。

マゾヴィエツキエ県における身分証偽造業者の摘発【11日】

11日、国家警察本部中央捜査局(CBSP)は、マゾヴィエツキエ県内で身分証偽造業者に対する摘発を行い、関係先16か所を捜索し、11名を拘束した。偽造されていたのは、いずれもポーランドが発行する身分証、運転免許証、自動車登録証、旅券、在留許可証、大学の卒業証明書等とされる。

警察官の新型コロナウイルス感染状況【11日】

国家警察本部によると、ポーランド国内で新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が拡大して以降、170名の警察官のCOVID-19感染が確認され、85名は既に回復した。また、11日現在、警察官286名が自宅隔離の対象となっている。警察は、自宅隔離措置対象者宅に警察官を訪問させ、隔離が適切に行われているか確認しているほか、公共交通機関についてもCOVID-19に対する規制が遵守されているか検査を実施している。

テロ組織のリクルート活動に関与したタジキスタン人グループの拘束【11日】

11日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、公安庁(ABW)の要請に基づき、国境警備隊がタジキスタン人男性4名を拘束したと述べた。拘束された4名の氏名等は明らかになっていない。ABWの収集した情報によれ

ば、同グループはイスラム教改宗者にテロ活動に関与するよう扇動しており、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)に共鳴し、同組織への支援を行っていたとされる。現在、4名は国境警備隊の外国人監視センターに収監されており、国外追放となる予定で、今後、ポーランド及びシェンゲン域内への入国も禁止される。

2019年に発生した連続学校爆破予告へのロシア情報機関の関与疑惑【11日】

11日、当地ポータルサイトRMF24は、2019年5月に国内各地の学校で高校卒業資格試験が実施された際、同試験会場となった学校約700か所を標的とした爆破予告電話、メールが接到了た件に関し、捜査関係者が、ロシア情報機関がこの動きに関与していたとの見解を示したと報じた。同関係者によれば、インターネット接続先や送付された脅迫Eメールの内容を分析した結果、これらEメールはロシアのサンクトペテルブルグにある複数のサーバーから発信されており、同サーバーは過去にも世界各地への偽情報の拡散に用いられたものとされる。また、同関係者は、同攻撃はロシア軍参謀本部情報総局(GRU)が主導し、ロシア語ポータルサイトに爆破予告のひな形を掲載し、同調者や無意識の協力者を動員する形で実行されたとも述べた。

反汚職庁長官の就任【12日】

国営放送TVPIは、5月19日付で反汚職庁(CBA)の新長官に公安庁(ABW)出身のアンジェイ・ストルージヌイ氏が就任すると報じた。ストルージヌイ新長官はABWで組織犯罪対策部門や対テロ部門での勤務歴があり、2015年からはABWカトヴィツェ支部長も努めた。

経 済

経済政策

ポーランド開発基金(PFR)による公債発行【8日】

8日、ボリス・ポーランド開発基金(PFR)総裁は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する「財政の盾」の財源を確保すべく、5年公債(表面利率1.625%)の発行を開始し、185億ズロチを売り上げたと発表した。PFRは既に4年公債(額面利率1.375%)についても163億ズロチを販売済みである。

エミレヴィチ副首相兼開発大臣、観光業界への「1,000プラス事業」案を発表【11日】

エミレヴィチ副首相兼開発大臣は、観光業界への支援策「1,000プラス事業」案を発表した。正規雇用契約の従業員で、収入が平均月額賃金を下

回る人々を対象に、1,000ズロチ相当の地方観光に活用可能なバウチャーを支給する予定で、90%を政府が、残りの10%を雇用主が従業員へのボーナスとして負担する。政府は、2020年は70億ズロチの予算が必要と見込んでいる。同バウチャーはプリペイド式で、ポーランド国内旅行のみに利用可能とし、1泊すること、本人または家族のみに適用されるという条件が付される予定。

欧州委、ポーランド政府による経済支援策を承認【11日】

11日、欧州委は、ポーランド政府が実施する4.5億ユーロ相当(約20億ズロチ超)の経済支援策を承認した。同支援は、一社当たり80万ユーロを

上限に企業に対し融資及び100%の政府保証を与えるもので、欧州構造投資基金(ESIF)との協調融資で実施される。同支援により、約7,000社が裨益する見込み。ヴェステアー欧州委上級副委員長は、同支援は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の状況下及びその終息後に引き続き経済活動を実施する全てのビジネスセクターを支援するものであり、欧州委は、各国の支援策が、EU規則に沿って、調整が図られた効果的な方法で実施されるよう加盟国と協働していくと述べた。

危機対策パッケージ及び財政の盾の実施状況【12-13日】

ポリス・ポーランド開発基金(PFR)総裁は、同基金を通じた「財政の盾」の下、これまでに約9万5,000社が約200億ズロチの融資を受けたと発表した。また、家族・労働・社会政策省によると、危機対策パッケージの下、これまでに企業及び自営業者から約360万件の申請が提出され、約78億ズロチの支援が実施されたという。

マクロ経済動向・統計

スタンダード・アンド・プアーズによる経済見通し【11日】

米格付け会社スタンダード・アンド・プアーズは、ポーランドの経済成長率について、2020年は前回予測のマイナス2%からマイナス4%に引き下げる一方、2021年は前回予測の4.8%から5%に引き上げた。

2020年第1四半期の賃金上昇率【11日】

中央統計局(GUS)によると、2020年第1四半期の平均月額賃金は5,331.47ズロチで、対前年同期比7.7%増、対前期比2.6%増となった。

欧州復興開発銀行(EBRD)による経済見通し【13日】

欧州復興開発銀行(EBRD)は、ポーランドの2020年のGDP成長率はマイナス3.5%に落ち込

むものの、2021年には4%に回復するとの楽観的な予測を発表した。EBRDによると、ポーランドとハンガリーは今年の景気減退が緩やかに留まる、EU加盟国内で限られた国々となるとの見解を示した。例えば、バルカン諸国については、GDP成長率はマイナス6~7%に落ち込むとのより悲観的な予測を立てている。その理由として、ポーランドとハンガリーは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対し寛大な危機対策事業を展開しており、また、同時期にEUに加盟した他の国々よりも経済が多様化していることなどを挙げている。他方で、EBRDの専門家は、これらの予測は3月に導入された経済活動の制限措置が4か月以内にほぼ完全に撤廃されるとの仮定に基づいたものであることや、ポーランドが国際的なサプライチェーンの一員となっていることから、その経済復興は他国の状況に左右され得ることに注意を促した。

ポーランド産業動向

鉄道整備関連動向【8日】

ドゥダ大統領は、政府が10億ズロチ相当をかけて鉄道駅200か所の建設を計画していると述べた。同大統領は、本事業は環境にも優しいものと述べた。

5G通信に関する動向【11日】

11日、通信大手 Plus 社は、ワルシャワ、グダンスク、カトヴィツェ、ウッチ、ポズナン、シュチェチン、ヴロツワフの中心部において5G通信サービスを開始した。年末までに基地局を600基設置し、ワルシャワを中心に広域展開を予定している。

政府による工場生産自動化推進計画【11日】

政府は、ポーランド企業の工場生産自動化を支援するため、既存の研究開発支援枠組みを活用し、工場の生産自動化のためのロボット、3Dプリンタ

ー、ソフトウェア等の購入補助を計画している。素案は9月末までに採択される予定である。

新中央空港マスタープラン作成に係る協議の開始【12日】

新中央空港(CPK)建設特別目的会社は、マスタープラン作成に向けて、35の関連会社・研究機関との協議を開始した。同協議は、国営ポーランド航空(LOT)、国営ポーランド郵便、DHL、FedEx、国営石油企業 PKN Orlen、Lotus、警察、国境警備隊、気象・水管理研究所等との間で実施される。同協議は、7月1日まで行われ、7月15日に協議の結果がまとめられる予定となっている。

エネルギー・環境

PKN Orlenによる電気自動車関連開発【9日】

国営石油企業PKN Orlenは、電気自動車向けの新たな高速充電ステーションの開発を進めており、クラクフ、ウッチ、コビルニツァに高速充電ステーション4か所の設置を予定している。また、同社は、近くの充電ステーションや利用可能なコネクタ等を簡単に見つけることができる電気自動車所有者向けのアプリケーションを開発している。

PGNiGによる水素関連事業【12日】

国営石油・ガス会社PGNiGは、水素発電や水素自

動車に関する事業を開始した。同社はガスのネットワークを利用した水素の貯蔵・輸送の可能性を探っており、2022年の立ち上げを目指している。また、将来的には水素販売や関連サービスの立ち上げも検討しているとされている。なお、同社は研究用の水素ステーションの設計・建設も進めており、ワルシャワでも2021年の立ち上げを念頭に作業が進められている。同社のクフィエチンスキ社長は、新たな水素関連事業はPGNiGのグリーンエネルギーへのシフトの一例であり、今後2、3年で一貫した水素チェーンを構築し、さらなる成長を目指すとした。

科学技術

ポーランド国立研究開発センターによる電動バン開発事業【11日】

ポーランド国立研究開発センター(NCBR)は、5、200万ズロチを投じ、N1カテゴリー(最大重量3.5トン以下の貨物輸送車)の電動バンの開発を開始した。同事業は、バッテリー電気自動車(BEV)や燃料電

池電気自動車(FCEV)の開発を推進し、パラメータを改善させることを目的としている。事業は4段階に分かれており、第1段階が自動車のコンセプトの検討、第2段階が技術文書の作成、第3段階が試作車の製作、第4段階が3台の自動車製作となっている。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年5月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるととも

に、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染がさらに拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。

現在、ポーランドでの永住権又は一時滞在許可証を有する者、ポーランドでの労働の権利を有する者、ポーランド国民の配偶者又は子女、ポーランド国民の恒常的な扶養の下にある者等を除き、外国人のポーランド入国は認められていません。

また、国際旅客機についてもポーランドに帰国するポーランド国民の運送や自国民の帰国を目的として外国政府の指示により運行されるチャーター便を除き、ポーランド国内の空港への着陸が禁じられており、国境を通過する列車への乗客の乗車も禁じられています。

居住地への帰国のため国境を越えようとする方は、現状、ドイツから陸路(車両もしくは徒歩)でのみ入境可能ですが、通過の翌日から換算して14日間の自宅隔離措置が義務付けられ、国境通過時に国境警備隊員に対し、居住地又は滞在地(同場所において自宅隔離措置を実施)及び本人と連絡が可能な電話番号の情報を提供する必要があります。

飲食店、理髪店等の営業も制限されており、学校、幼稚園、保育園、大学の授業は停止されています(5月18日に一部解除予定)。また、公共交通機関は、定員の半数で運行、屋外や商店等では人と人の間に2メートル以上の距離を取ることとされ、公共の場ではマスク、スカーフ、ショールなどにより口及び鼻を覆う義務があります。マスク等で口及び鼻を覆う義務は、街中の道、行政機関、サービス等を提供する店及び職場でも適用されるため、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30, 13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間 ※入館については一時見合わせ中

平日 9:00 - 12:30, 13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせます。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しくお願いいたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)